

令和3年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育園 4月新規入所申込案内

令和3年4月から新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育園（以下、『保育所等』とする）に入所を希望される保護者の方は、次の事項を確認のうえお申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和2年4月2日 ~
1歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日
2歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日
3歳児	平成29年4月2日 ~ 平成30年4月1日
4歳児	平成28年4月2日 ~ 平成29年4月1日
5歳児	平成27年4月2日 ~ 平成28年4月1日



* 施設により、受入可能年齢が異なりますので、8ページを参照ください。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 〔外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を 常態とされている方が対象になります〕	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内	○	○
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 同居または長期入院などを行っている親族の 介護・看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6. 求職活動	入所月の月末まで	○	—
7. 就学	修了月の月末まで	○	○
8. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

*：施設利用可能時間内で利用できる時間帯は、施設ごとに異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、園により異なります。

入所申込について *次の1, 2の2段階の手続きを経て、申込完了となります。

1. 教育・保育給付認定申請書の提出

次の書類を提出し、教育・保育給付認定受付証を受け取ってください。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）・本人確認のできる書類（運転免許証のような写真つきのものであれば1点、保険証のような写真のないものであれば2点必要です）を持参してください。

▼受付期間 10月1日（木）～23日（金） 8:30-17:15（土・日・祝を除く）

▼場所 こども課（市役所4階）

▼提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
- ② 入所（園）申込確認票
- ③ 令和2年度市町村民税課税証明書（令和2年1月1日時点で香芝市に住民票がない方のみ）

* 初日付近および12:00-13:00は大変混み合います。

* 受付期間に都合がつかない場合は、こども課まで相談してください。

* 書類は市ホームページからダウンロードできるほか、こども課（市役所4階）や各保育所・保育園・認定こども園でも配布します。



2. 入所申込書類の提出

第1希望の施設の受付日時・提出場所に次の書類を提出してください。

▼受付日時・提出場所 3ページ参照

▼提出書類

- ④ 教育・保育給付認定受付証 *①の受付時に交付します。
- ⑤ 利用申込書
- ⑥ 保育を必要とする事由の証明書類（4ページ参照）*保護者全員について必要です。
- ⑦ その他の提出書類（次に該当する場合は提出してください）
 - お子さまが疾病や障がい等のあるかた
疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書・診療情報提供書等を提出してください。
 - 離婚調停中や裁判中のかた
裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の⑥の書類について省略することができます。

* 受付開始直後の時間帯は大変混み合います。

* 施設によっては駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関や徒歩等でお越しください。



◆ 受付日時・提出場所

		施設名	所在地	電話番号	受付日時・提出場所
公立	保育所	若葉保育所	下田西 2 丁目 6-27	77-2758	10月26日(月)* ¹ 13:30-16:30 場所：各保育所
		五位堂保育所	五位堂 3 丁目 464-1	77-2023	
		二上保育所	畑 4 丁目 545	77-2944	
		みつわ保育所	良福寺 419	77-2684	
		真美ヶ丘保育所	真美ヶ丘 6 丁目 9-1	76-4777	
	認定 こども園	鎌田幼稚園	鎌田 364-1	78-3877	10月26日(月)* ¹ 8:30-17:15 場所：市役所こども課
		下田幼稚園	下田西 2 丁目 9-23	76-0958	
私立	保育園	ハルナ保育園	鎌田 281-1	76-5541	10月26日(月)* ² 13:30-16:30 場所：同園
		いろは保育園	五位堂 3 丁目 441-1	49-0275	10月26日(月)* ² 10:00-12:00 場所：同園
	認定こども園	あけぼの・幼保学院	関屋北 5 丁目 8-3	71-8008	10月26日(月)* ² 13:30-16:30 場所：同園
		せいか幼稚園	逢坂 4 丁目 958	77-8900	10月26日(月)* ² 10:00-12:00 場所：同園
		せいか保育園	北今市 5 丁目 508-1	77-5200	10月26日(月)* ² 10:00-12:00 場所：同園
		旭ヶ丘せいか保育園	旭ヶ丘 1 丁目 12-2	79-1200	10月26日(月)* ² 13:00-15:00 場所：同園
		ふたかみの森 せいか子ども園	畑 2 丁目 1590-1	71-7700	10月26日(月)* ² 13:00-15:00 場所：同園
		関屋こども園	関屋 396	77-2717	10月26日(月)* ² 13:30-16:30 場所：同園
	志都美こども園	今泉 382	77-3852		
	小規模 保育園	志都美せいかナーサリー	上中 2012	43-7085	10月26日(月)* ² 10:00-12:00 場所：せいか幼稚園
		アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	真美ヶ丘 6 丁目 8-1 吉田プラザ 1F	49-0410	10月26日(月)* ¹ 8:30-17:15 場所：市役所こども課
		アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	磯壁 3 丁目 53-1 1F	43-6381	10月26日(月)* ¹ 8:30-17:15 場所：市役所こども課

*¹：公立保育所・公立認定こども園・アートチャイルドケアを第1希望にされるかたで、受付日に都合がつかない場合は、10月27日(火)から30日(金)に市役所こども課で受付します。受付時間は8:30から17:15です。

*²：私立保育園・私立認定こども園・志都美せいかナーサリーを第1希望にされるかたで、受付日に都合がつかない場合は、10月27日(火)から30日(金)に各園で受付します。受付時間は13:30から16:30です。必ず事前に電話連絡のうえ、提出してください。

◆ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	勤務等証明書	就業先に証明を依頼してください。*勤務先証明欄は手書き+個人印は不可
就労 (自営業)	勤務等証明書 + 右記書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社・有限会社等）は、上記の就労（外勤等）のかたと同様にご記入ください。 ● 法人を設立していない自営業のかたは、勤務等証明書にご記入のうえ、住所地の民生委員・児童委員に記載の確認を依頼してください。その際、確認依頼書（勤務等証明書と同じ枚数必要）を持参してください。くわしくは、こども課までお問い合わせください。 <p>なお、下記いずれかの書類を添付してください。添付がない場合は、選考時に減点の対象になります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の確定申告書の控え（令和元年分、税務署収受印のあるもの） ・個人事業の開業届の写し ・営業許可証の写し ・法人登記簿 ・その他、事業所状況がわかるもの </div>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書 	
疾病・障害 親族の介護等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診断書、身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書 	
就学	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・勤務等証明書（4. 学生欄に記入ください。） 	
求職活動	求職に関する誓約書	
その他	こども課までお問い合わせください。	

3. 利用調整について

受付期間に申込を済ませたかたで、受入可能な人数を超えた入所申込があった場合には、選考を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、指数の高い児童から順に入所先を決定します。

◎ 指数化のめやす

保育の必要性	保護者の就労状況	勤務時間	優先度	家庭の状況
<p>高い</p> <p>低い</p>	市内保育所（園）で勤務される保育士等	<p>多い</p> <p>少ない</p>	<p>高い</p> <p>低い</p>	母子家庭・父子家庭
	<p>正職員</p> <p>パート・アルバイト 就職内定</p> <p>求職中</p>			<p>一般世帯</p> <p>生活保護世帯 兄弟が既に入所中 きょうだい同時申込 単独の申込</p>
市外在住（転入予定）				

一次選考の結果、希望した施設で内定にいたらなかったかたは、12月上旬の結果通知の際に、他の市内保育所（園）に空きがあれば、あわせて二次選考のご案内をいたします。

一次選考後、内定を辞退して希望施設を変更する場合は（待機も含む）、当初の申込は一旦キャンセルとなり、期間外の申込をしていただくこととなります。そのため、『実際には通えない』保育所等は、希望施設欄に記入しないようにしてください。

◎ 利用調整のイメージ（例）

入所申込者一覧 ◎…内定 ×…空きなし △…保留

順位	児童	家庭状況	第1希望	第2希望	第3希望
1	A		ア保育園 ◎	イ保育園	ウ保育園
2	B		ア保育園 ×	イ保育園 ◎	ウ保育園
3	C	姉がエ保育園 に在園中	エ保育園 ×	ウ保育園 ◎	—
4	D		エ保育園 ×	ア保育園 ×	イ保育園 ◎
5	E		イ保育園 ×	エ保育園 ×	ア保育園 ×
6	F	兄が待機	ウ保育園 △	ア保育園	イ保育園

施設名	入所枠
ア保育園	1
イ保育園	2
ウ保育園	2
エ保育園	0

Aさん：第1希望のア保育園に内定します。

Bさん：第1希望のア保育園は入所枠がないため、第2希望のイ保育園に内定します。

Cさん：第1希望のエ保育園は入所枠がないため、第2希望のウ保育園に内定します。この場合、きょうだい^①が別々の施設を利用することになります。兄弟の通う施設のみを希望するためには、第1希望のみご記入ください。

Dさん：第1・第2希望の保育園は入所枠がないため、第3希望のイ保育園に内定します。

Eさん：第1・第2・第3希望に入所枠がないため、第1希望のイ保育園での待機をしつつ、二次選考に進みます。イ保育園の希望順でいくと、Bさん・DさんよりもEさんが高いですが、指数の高い順での内定になるため、Bさん・Dさんが先に内定になります。

Fさん：第1希望のウ保育園に内定ですが、兄が待機のため、入所については一旦保留になります。兄の入所施設が決まり次第、Fさんも正式内定になります。

★★ きょうだいで同じ施設を利用したいかた ★★

兄弟が既にどちらかの施設を利用して、弟妹も同じ施設のみを希望する場合は、『第1希望のみ』記入してください。第2希望以降も記入されている場合は、第2希望以降の施設（兄弟と別施設）に内定することがあります。（兄弟と別施設になったからという理由で内定を辞退される場合も、当初の申込は一旦キャンセルのうえ、期間外の申込をしていただくことになります。）

きょうだいで同時申込をされる場合は、入所（園）利用申込書の『きょうだいで申込をしている場合』の欄で、

- 希望順位が低くてもきょうだい同じ施設を希望
- きょうだい別々でも希望順位の高い施設を希望

のいずれかに記入してください。

5. 期間外申込（10月31日以降）について

10月30日（金）を過ぎて申込される場合は、期間内に提出されたかたの選考がすべて終わった後、空きがあればご案内（受付順）になります。受付締切は3月19日（金）ですが、なるべく早めにお申込ください。必要書類は2ページ（転入予定者は6ページも）を参照ください。

- 公立施設・アートチャイルドケア：こども課で受付いたします。
- 私立施設：まずは見学の問い合わせをしてください。

6. 申込から内定までの流れ

10月1日～23日	市役所こども課にて、教育・保育給付認定申請書等の書類受付
10月26日（～30日 都合がつかない場合）	第1希望の施設にて、新規申込受付 （都合がつかない場合は、3ページ下段の*1*2を参照）
12月上旬頃	一次選考の利用調整結果を通知（郵送） （内定にいたらなかったかた（保留者）へは二次選考の案内も同封）
12月中旬頃	二次選考の受付（一次選考保留者対象）
12月末頃	二次選考の結果を通知（郵送）
1月下旬頃～	期間外申込のかたの利用調整結果を通知（郵送）

7. 転入予定のかたの手続きについて

1) 令和3年3月末までに香芝市に転入されるかた

令和3年4月から利用希望で、申込時点で香芝市に住所がないかたについても、申込時点で転居先が決まっています。令和3年3月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込ができます。香芝市役所こども課に教育・保育給付認定申請書等を提出される際（2ページ『2. 入所申込について』の『1) 教育・保育給付認定申請書の提出』をご確認ください）に、下記書類を併せて提出してください。

▼提出書類

- ⑧ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑨ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）

2) 令和3年4月以降に香芝市に転入されるかた

公立施設は香芝市民に利用を限定しており、香芝市外在住のかたは利用することができません。そのため、公立施設を希望される場合は、転入後に手続きしていただくことになります。

私立施設は、空き状況や保護者の状況（香芝市へ転入予定、勤務先が香芝市内にある等）によりますが、香芝市外在住のかたも利用可能です。まずは、希望される園に直接問い合わせてください。

令和3年度5月以降の入所申込について

別の案内を作成しておりますので、そちらをご確認ください。



留意事項

- A) 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含め）は、事前に見学を済ませてください。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込はできません。
- E) 転入予定の方で、令和3年3月末日までに転入されなかった場合、入所取消しとなります。
- F) 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市町村へ問い合わせください。なお、市外施設を申込する場合、市内施設には申込できません。
- G) 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合は、遅くとも4月末日までには職場復帰するよう、調整をお願いします。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- H) 育児休業中で5月以降に復帰されるかたは、復帰月の前月にお申込ください（予約はできません）。
- I) 勤務等証明書の育児休暇の終了日については、4月の復職日がすでに決まっている場合はその前日、復職日が未定の場合は当初の満了日を記入の上、欄外に「入所決まれば4月中に復帰」と記載ください。なお、復職日が未定の方については、入所内定後に正式な復帰日が記載されたものを改めて提出いただきます。
- J) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- K) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- L) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所子ども課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- M) 転園希望で新規申込する場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での次年度継続利用はできなくなります。
- N) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。
- O) 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。（*3歳児以上は無償）
祖父母の扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、祖父母も算定に含みます。
- P) 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。
- Q) 新年度の利用申請についての給付認定は、令和3年3月頃に通知書を発行する予定です。

☆ 例年窓口が大変混雑いたします。ご不明な点については、電話相談を積極的に活用ください。

香芝市内保育所・認定こども園・幼稚園一覧

令和2年4月1日現在

施設種類	施設名	設置者	住所	電話番号	開所時間		対象年齢児	定員※1	一時預かり	備考	
					※保育所等は、標準時間認定で延長保育等を含む場合 ※詳細は各園にお問合せください。						
					平日	土曜日					
保育所	1 若葉保育所	香芝市	下田西2丁目6番27号	77-2758	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	150名			
	2 五位堂保育所	〃	五位堂3丁目464番地1	77-2023				120名			
	3 二上保育所	〃	畑4丁目545番地	77-2944				120名			
	4 みつわ保育所	〃	良福寺419番地	77-2184				200名			
	5 真美ヶ丘保育所	〃	真美ヶ丘6丁目9番1号	76-4777				150名			
	私	6 ハルナ保育園	社会福祉法人 鳳雛会	鎌田281番地1	76-5541	7:00 ~ 23:00	7:00 ~ 19:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	139名	○	
		7 ハルナ保育園 五位堂分園	〃	瓦口2315番地 香芝木材売番館 5F	78-5542				29名		
		8 ハルナ保育園 二上分園	〃	穴虫1050番地3	76-3001				29名		
		9 いろは保育園	社会福祉法人 慈傳会	五位堂3丁目441番地1	49-0275				6:50 ~ 19:30	6:50 ~ 18:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児
認定 こども園	10 認定こども園鎌田幼稚園	香芝市	鎌田364番地1	78-3877	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	3歳児 ~ 5歳児	30名 (90名)			
	11 認定こども園下田幼稚園	〃	下田西2丁目9番23号	76-0958				24名 (176名)			
	12 あけぼの・幼保学院	学校法人 楠公学園	関屋北5丁目8番3号	71-8008	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	306名 (331名)			
	13 せいか幼稚園	学校法人 誠華学園	逢坂4丁目958番地	77-8900	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	132名 (320名)	○		
	14 せいか保育園	社会福祉法人 裕愛会	北今市5丁目508番地1	77-5200	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	120名 (135名)	○	病後児保育	
	15 旭ヶ丘せいか保育園	〃	旭ヶ丘1丁目12-2	79-1200				120名 (135名)	○		
	16 ふたかみの森せいか子ども園	〃	畑2丁目1590-1	71-7700				75名 (90名)	○		
	17 関屋こども園	社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会	関屋396番地	77-2717				7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 5歳児	90名 (102名)
18 志都美こども園	〃	今泉382番地	77-3852	118名 (133名)							
小規模 保育	19 志都美せいかナーサリー	学校法人 誠華学園	上中2012番地	43-7085	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ~ 2歳児	19名		連携園:せいか幼稚園	
	20 アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	アートチャイルドケア 株式会社	真美ヶ丘6丁目8-1 吉田プラザ1F	49-0410	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ~ 2歳児	19名		連携園:下田幼稚園	
	21 アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	〃	磯壁3丁目53-1 1階	43-6381				19名		連携園:みつわ保育所	

※1認定こども園の定員は、2号認定・3号認定子どもの合計を記載。カッコ内は1号認定子どもも含む施設全体の定員。

香芝市教育委員会事務局 こども課 (Tel:0745-44-3336)